

## 社外取締役の人数に関する考え方

### 【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも２名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

---

### 《独立社外取締役の人数に関する考え方》

当社は現在、独立社外取締役を３名選任しております。取締役会は、社内取締役１６名と合わせて合計１９名で構成しています。

将来的に必要と考える水準としては、具体的に設けておりませんが、取締役会での活発なご意見を頂くために、独立社外取締役は１名ではなく複数名選任すべきと考えており、今後も複数名の独立社外取締役を設置する予定です。

(コーポレートガバナンスガイドライン第１３条４項)

また、当社は監査役会設置会社として、３名の常勤監査役と３名の社外監査役を選任しております。独立社外取締役及び監査役・監査役会には、主にモニタリング機能を期待しております。モニタリング機能を期待される役員は、業務執行と一定の距離を置く代表取締役会長（CEO）を含め計９名が担っています。これは、取締役・監査役の人数の３分の１以上にあたる構成となっており、これらを踏まえ現時点において当社の独立社外取締役は３名が適切と考えております。

本件につきましては、経営のマネジメント機能とモニタリング機能のバランスを備えたボードを構成することを基本として、事業規模、経営環境等に応じて、適宜検証していく方針です。